



# 安全・安心

# まちづくり情報

## 年末の交通事故防止運動

湯河原町交通安全対策推進協議会 内線513

12月11日(月)～20日(水)

### 「無事故で年末 笑顔で新年」

年末は交通量及び飲酒の機会の増加などにより交通事故が多発します。

町民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組み交通事故をなくしましょう。



**飲酒運転は  
大変危険です  
絶対に  
やめましょう!**

【.....】

- ・飲酒運転の根絶
- ・歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
- ・シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

## 住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎63-5121

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

【住宅用火災警報器とは?】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。



天井タイプ



壁掛けタイプ



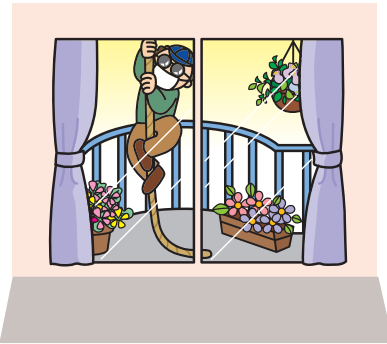
異常発生を警報音やメッセージで知らせます。

## 年末年始特別警戒

防災課 内線271

12月1日(金)から平成19年1月3日(水)までの間、県警では「年末年始特別警戒」を実施します。毎年、年末年始は、金融機関・深夜スーパー強盗事件や路上強盗・ひったくりなどの街頭犯罪が多発します。そこで、「年末年始を安全に」をスローガンに特別警戒を実施し、町内では年末の犯罪を抑止するため、小田原地方防犯協会湯河原支部及び湯河原町民間防犯指導員の皆さんによる夜間防犯パトロールを実施します。

犯罪被害の防止を徹底するには、地域の自主防犯活動が不可欠です。隣近所と協力し合い安全で安心な年末年始を迎えましょう。



## 歳末火災特別警戒実施

消防本部 ☎63-5121

年末は寒さも厳しく湿度が低下し、生活の繁忙から火気の取扱いが粗雑となり、火災の多発が予想されるため、全消防機関の警戒態勢を強化するとともに、広く町民に火災予防思想と警火心を喚起し、火災発生防止に努め町民生活の安寧秩序を保持することを目的に実施します。

また、火災から尊い命を守るため、寝室には住宅用火災警報器を設置していただき、自宅周辺には放火されないように、夜ゴミを出さない、燃えやすい物を放置しないなどの対策を講じてください。

【実施期間】12月25日(月)～31日(日)

【実施区域】湯河原町及び真鶴町

【実施機関】湯河原町消防本部

湯河原町消防署

湯河原町消防団